

令和 5 年度 公営企業における経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	特別会計等名称	令和 5 年度(%)	経営健全化基準(%)	備考
①資金不足比率	上水道事業会計	—	20.0	
	簡易水道特別会計	—	20.0	
	公共下水道事業 特別会計	—	20.0	
	農業集落排水事業 特別会計	—	20.0	
	戸別浄化槽整備推進 事業特別会計	—	20.0	
	温泉事業特別会計	—	20.0	

※資金不足額が生じないため「—」で表記している。

(2) 個別意見

(ア)資金不足比率について

何れの会計においても、資金不足額は生じておらず、良好な状態にあると認められる。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。